

令和6年6月25日

第36回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第 3 6 回指宿市農業委員会会議録

- 1 令和 6 年 6 月 2 5 日(火) 午後 2 時～
於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3 階会議室）

議事日程

報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可取消について

報告第 3 号 農用地あっせん申出の取下げについて

議案第 1 号 「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定に
ついて
(所有権移転分)
(利用権設定分)

議案第 2 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定
による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定につ
いて

議案第 3 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 4 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに
許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農地利用変更届について

議案第 6 号 農用地あっせん申出について

議案第 7 号 利用状況調査に係る非農地判断について

議案第 8 号 令和 5 年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について

議案第 9 号 農地利用最適化推進委員候補者の承認について

その他

1 出席委員

農業委員

1 番	蓑	田	六	雄	2 番	松	木	茂	久	3 番	田	中	健	一
4 番	西	山	昭	二	5 番	澤	山	建	志	6 番	西	川	路	利
7 番	下	吉	一	郎	8 番	田	代	繁	樹	9 番	永	吉	正	文
10 番	内	蘭	光	弘	11 番	西	村	久	則	12 番	德	留	幸	信
13 番	井	手	康	則	14 番	奥	村	祐	樹	15 番	井	元	清	八郎
16 番	前	田	真	津美	17 番	生	川	裕	也	18 番	濱	田		保

農地利用最適化推進委員

20 番	川	畑	淳	一	21 番	上	拂		忠	22 番	田	之	上	洋
23 番	濱	田	卓	郎	24 番	德	留	力	雄	25 番	廣	森		修
26 番	住	吉	俊	光						28 番	物	袋	唱	二
29 番	湯	之	上	大	30 番	南		圭	司	31 番	小	村	亮	太
32 番	藏	蘭	堅	志	33 番	塚	田	幸	美	34 番	石	嶺	義	孝
35 番	前	田		剛	36 番	上	赤	政	行	37 番	坂	本	三	好
38 番	鐘	撞		望										

1 小委員長

12 番 德 留 幸 信

1 欠席委員

19 番 川 畑 ゆりえ 27 番 大 迫 恵 太

1 遅刻委員

3 番 田 中 健 一 29 番 湯 之 上 大 幸

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する出席者

指宿市農業委員会事務局長

小 吉 建 治

主幹兼農地総務係長

前 村 修

主幹兼振興係長

前 田 昭 市

振興係主事

藤久保 宏 実

振興係主事

今 吉 蓮 樺

主幹兼地域計画係長

向 吉 真 一

地域計画係主査

宮 崎 美 里

1 当議事書記

指宿市農業委員会事務局主幹兼農地総務係長 前 村 修

1 開会 午後2時

事務局	全員、ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第36回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「5番委員」と「18番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についての説明をいたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農地法第3条の規定による許可取消についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農地法第3条の規定による許可取消についての説明をいたします。 議案書の4ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第3号農用地あっせん申出の取下げについてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第3号農用地あっせん申出の取下げについての説明をいたします。 議案書の5ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る

事務局

意見決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

議案書の6ページをお開きください。

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、所有権移転分は、3件でございます。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

今回の所有権移転分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、所有権移転分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用して、33番委員の退席を求めます。

(33番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(33番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、所有権移転分の2番と3番について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、所有権移転分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、所有権移転分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局

事務局に議案の説明を求めます。

今月の議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の7ページから14ページまでの26件で、うち新規が21件、再設定が5件となっています。

議案書の7ページをお開きください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、14ページの総合計は51筆、49,559㎡です。

今回の利用権設定分につきましては、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われます。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の1番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定により、4番委員の退席を求めます。

(4番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号のうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(4番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番について、ご審議願います。

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用して、33番委員の退席を求めます。

(33番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の2番と3番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 （33番委員の復席を確認） 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の4番について、ご審議願います。 この4番については、新規就農者1名に関する案件であり、地区担当委員が、営農状況等の調査を行っておりますので、担当委員に報告を求めます。
6番委員	それでは、新規就農者について報告いたします。 申請者、土地の所在、地目、面積等については、議案にお示しのとおりです。 また、営農計画書については、審議資料の1ページに掲載していますので、併せてご覧ください。 申請人は、会社員でしたが、実家が農家であったことから、自分で農業を始めようと思い、このたび新規就農者となりました。 農機具等は親のものを借用し、栽培技術、機械の操作については、10年ほど前から父の手伝いをしていた経験があるため、問題はありません。 作業に従事するのは、基本的に妻と2人です。 栽培品目としては、オクラ、スナップエンドウを中心に、年間販売高1,000万円を目指しているとのこと。 以上で報告を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、担当委員による報告のとおりであります。 それでは、議案第1号のうち、利用権設定分の4番について、ご審議願います。
15番委員	ご質疑、ご意見はございませんか。 4番の新規就農者の現住所が南九州市ですが、将来的には指宿市に住むことになるのか、わかりましたら教えてください。
事務局	今、住んでいるところが、指宿よりの地区ということで、通作を考えているようです。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の4番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から14ページ26番までを一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	20番、21番、23番、25番が使用貸借となっていますが、理由がありましたら教えてください。
事務局	20番、23番、25番は、管理のみで十分ということで使用貸借の設定となっております。 また21番は、現在、畑が荒れているということで、契約期間の3年間は使用貸借で、それ以降は賃貸借を結ぶそうです。
議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 議案第1号のうち、利用権設定分の5番から26番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員 議長	「異議なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第1号のうち、利用権設定分の5番から26番については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 今月の議案第2号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定は3件で、全て新規となっています。 それでは、議案書の15ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 なお、本議案については、農地中間管理機構が、農用地利用集積等促進計画作成にあたり、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定において、市町村に対し農用地利用集積等促進計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができとなっております。同法第19条第3項の規定において「市町村は、農用地利用集積等

	促進計画案作成にあたり必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする。」となっていることから意見聴取を求めるものです。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは、議案第2号のうち、1番から3番まで、一括審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第2号のうち、1番から3番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による、農用地利用集積等促進計画案に係る意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。 これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	6月10日の転用調査時に私と19番委員、29番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。 申請に基づき現地確認と聞き取り調査を行った結果、譲受人は、意欲的に営農に取り組んでおります。 1番から6番は売買、7番と8番は知人への贈与、9番から11番は現在の耕作者への贈与で、いずれも贈与税に関しては理解しているとのことです。 11件のうち5番は、住宅に隣接する農地で、所有権移転の特例を適用した申請となっておりますが、いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく、周辺への影響はないものと思われます。 最後に、農地法第3条調書及び位置図、字図につきましても、審議資料の2ページから36ページに添付してありますように、すべての案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましても、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が、前述の各号には該当せず、許可要件の

	すべてを満たしているものと小委員会では判断いたしました。審議資料等をご参照のうえ、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第3号の1番から18ページ11番まで、一括審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	7番と8番の譲渡理由が知人への贈与となっていますが、税対策として無償で譲り受けているという可能性はありませんか。
事務局	7番につきましては、申請農地がさほど広くなく辺りな場所にあり、耕作にはあまり適さない畑ということもあり、譲渡人のご厚意で無償となっております。 8番の申請農地は、譲受人の息子宅に隣接する農地で、これまでも譲受人が管理をしてきたことから、譲渡人の意思で贈与となっております。
議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第3号の1番から11番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。
	よって、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。
	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。
小委員長	これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。
	申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです。
	番号1番ですが、転用目的は一般住宅です。
	審議資料の37ページをお開きください。
	申請地は、 XXXXXXXXXX から北西へ130m離れた農地で、東は市道、西は畑及び宅地、南と北は宅地に接しています。
	農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画用

途地域内農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定で、隣接する農地もないことから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号2番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の38ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから西へ220m離れた農地で、東は宅地及び畑、西は市道、南は宅地、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定で、隣接地農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

なお、申請地面積が652㎡で、一般住宅の転用許可基準面積とされる500㎡を超えており、理由書が提出されていますが、東側は隣接地との高低差が約3mと高く緩衝地を12m程設ける予定であり、申請地を分筆し、農地として残しても有効利用が見込めないことから、小委員会ではやむを得ないと判断したところです。

次に、番号3番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の39ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ200m離れた農地で、東は畑、西は市道、南は宅地、北は里道に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置済みで、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なも

のと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号4番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の40ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北西へ360m離れた農地で、東は里道、西と北は畑、南は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号5番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の41ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ330m離れた農地で、西は市道、それ以外は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。

土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号6番ですが、転用目的は一般住宅です。

審議資料の42ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から東へ150m離れた農地で、東は宅地、西及び北は市道、南は畑に接しています。

農地区分・許可事項については、10ヘクタール以上の広がりのある農地の区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、申請地の東及び南側には住宅等が連たんしていることから、不許可の例外である集落接続施設に該当します。

	申請人は、現在、借家住まいであることから、申請地を取得し、自己の居住する一般住宅を建築する計画です。 なお、現在、分筆手続き中であり、分筆後の地番は1341番2となる予定です。 土地の形状については現状で、境界にはブロックを設置する予定で、隣接農地との間には緩衝地を設けることから、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。 また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。 以上、6件の申請に対しては報告のとおり、小委員会では転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしく願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第4号の1番から20ページ6番まで、一括審議願います。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 議案第4号の1番から6番については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。
	次に、議案第5号農地利用変更届についてを、議題といたします。
小委員長	これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。 現地調査の報告を行います。 農地利用変更届は1件で、申請者、土地の所在地、地目、面積等は議案にお示しのとおりです 審議資料の43ページをお開きください。 申請地は、XXXXXXXXXXから南東へ270メートル離れた農地で、東と北は市道、西は宅地、南は雑種地に接しています。 申請地は、接続している道路より高いことから、今回、約50cmほど削土し、進入口部分の高低差を解消するとともに、南側の法面保護のために、高さ約1mほどの擁壁を設置し、耕作の際の利便性を改善しようとするものです。

	以上報告のとおりですが、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。 それでは、議案第5号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	議案第5号については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	「異議なし」の声あり。
議長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第5号農地利用変更届については、原案のとおり承認することに決定いたします。 次に、議案第6号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案書の22ページをお開きください。 議案第6号農用地あっせん申出の売渡・貸付をご説明いたします。 今月は、売渡申出が6件、貸付申出が3件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 なお、見取図、地籍図につきましては、審議資料の43ページから66ページに掲載しています。 続きまして、買受・借受をご説明します。議案書は25ページになります。 今月は、借受申出が2件でございます。 （番号1を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 それでは議案第6号について、ご審議願います。 ご質疑、ご意見はございませんか。
15番委員	2番の希望面積が300㎡とかなり狭い農地を希望しているようですが、何か理由がありましたら教えてください。
事務局	申請人が現在、耕作しているのが家庭菜園程度で、今後は、もう少し収穫量を増やしたいという希望があるようです。

議長 委員 議長	ほかにご質疑、ご意見はございませんか。 「なし」の声あり。 ご質疑なしと認めます。 このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。
事務局	それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。 売渡・貸付から申し上げますので、議案書の２２ページをお開きください。 番号１は２５番委員と６番委員。 番号２は３７番委員と１８番委員。 番号３は２７番委員と８番委員。 番号４は３５番委員と１６番委員。 番号５と番号６は２１番委員と３番委員。 番号７は３７番委員と１８番委員。 番号８は３１番委員と１２番委員。 番号９は２２番委員と４番委員。 引き続き、買受・借受について申し上げます。議案書の２５ページをお開きください。 番号１は３６番委員と１７番委員。 番号２は３１番委員と１２番委員。 以上、事務局案として提案いたします。 皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま、事務局案が発表されました。 それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。 （各委員了解あり） それでは、議案第６号は原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。 次に、議案第７号利用状況調査に係る非農地判断についてを、議題といたします。
事務局	事務局に議案の説明を求めます。 議案第７号利用状況調査に係る非農地判断についての説明をいたします。 議案書は２６ページから２７ページになります。 今回の非農地判断は、木之下公民館周辺を対象としております。 （番号１を議案書どおり読み上げ説明） 以下については、お目通しください。

今回の非農地判断につきましては、農地法第30条に基づく利用状況調査により、農地に復元して利用することが困難と見込まれる土地として分類された農地について、農地法第2条第1項の規定に基づく農地に該当するか否かの判断を行うため、先月、事務局で現地確認の再調査を行いました。

その結果、議案書に記載の農地は山林の様相を呈しているなど、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、農地に該当しない土地であることが確認されました。

よって、35筆、12,551㎡の農地につきましては、農地に該当しない土地、いわゆる非農地としての判断について、承認を求めるものです。

なお、非農地判断後に農地復元等が確認された場合は、改めて農地台帳に登載することとなります。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第7号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第7号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第7号利用状況調査に係る非農地判断については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第8号令和5年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認についてを、議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第8号令和5年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認について、説明いたします。

議案書の28ページから39ページになります。

本案件につきましては、令和5年度における国土調査法に基づく地籍調査を実施し、調査が完了した区域内における、農地に関連します地目変更に対して、建設監理課地籍調査係から農業委員会へ確認依頼がなされたことから、委員会としての意見・回答を行うものです。

地籍調査時における地目の決定につきましては、原則、土地の現況並

びに主たる目的により地目を設定することとされており、地籍調査を行う機関にその権限が与えられております。

しかしながら、登記簿上の地目が農地から農地以外へ、農地以外から農地へと設定を変更する場合などの、農地に係る地目変更につきましては、農業委員会への確認が必要とされております。

28ページをご覧ください。今回、確認依頼を受けました区域図になります。

今回の調査区域は、成川トンネルの東側部分と、指宿医療センターの西側になります。

確認いただきたい土地は250筆で、登記面積としましては約24ヘクタールであります。

田畑から山林や宅地、公衆用道路、水道用地に変わるものが248筆で、畑2筆につきましては、現況が市道等の一部とされ、現地確認不能となっております。

個々の詳細については、議案書の29ページから39ページの一覧をご参照ください。

以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第8号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号令和5年度地籍調査実施に伴う地目変更の確認については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第9号指宿市農地利用最適化推進委員候補者の承認ついてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局

議案第9号農地利用最適化推進委員候補者の承認についてご説明いたします。

農地利用最適化推進委員については、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会は、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならないと規定されており、「指宿市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」で定数を19名と定め

	ております。 農地利用最適化推進委員の募集については、２月１日から３月３１日まで行い、定数１９名に対し２０名の推薦及び応募がありました。 ６月１８日に会長、会長代理、各部の部長・副部長及び事務局長による農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、活動履歴等の審査を行いました。 審査の結果、議案書に掲載の１９名を農地利用最適化推進委員の候補者として選出しましたので、承認を求めるものです。 なお、委嘱の決定については、新体制後の第１回農業委員会において行うこととしており、決定後は８月１日に委嘱状の交付を行う予定としております。 以上で説明を終わります。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明のとおりであります。
委員	ご質疑、ご意見はございませんか。
議長	「なし」の声あり。 ご異議なしと認めます。 よって、議案第９号指宿市農地利用最適化推進委員候補者の承認については、原案のとおり承認することに決定いたします。
委員	本日の議題は、これで終了いたしました。 ほかにはございませんか。 「なし」の声あり。 ほかになければ、その他に入ります。
事務局	その他について、事務局の説明を求めます。 その他について、ご説明いたします。議案書の４１ページをご覧ください。 その他（議案書４１ページを参照して説明） １．一時使用届について ２．６月の行事報告 ３．７月の行事予定等
議長	ほかにごございませんか。
委員	「なし」の声あり。
議長	ほかにないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。 これをもちまして、第３６回指宿市農業委員会を閉会いたします。
事務局	全員ご起立ください。

一同礼。

(閉会 午後 3 時 2 2 分)

指宿市農業委員会会長 蓑田 六雄

議事録署名委員 5 番委員 _____

議事録署名委員 1 8 番委員 _____

